

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年5月10日（火）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和4年度第2回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年5月10日（火）午後1時30分から午後2時40分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について
- (3) 議案第3号 農地中間管理事業（農地利用集積計画）に係る意見決定について
- (4) 報告第1号 農地法第5条第1項第7項の規定による届出について

2 農業委員

(1) 出席委員（8人）

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	7番 東 慶子
8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏	

(2) 欠席委員（1人）

6番 青木 積

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員（9人）

1番 岩下久美夫	2番 山川 登	3番 阪田 典人
4番 坂本 孝則	5番 原 正輝	6番 相馬 和幸
7番 高木 浩義	8番 西岡 信幸	9番 相馬 竜介

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 山川 和徳

事務局職員 村上 学

事務局職員 吉山 友衣

令和4年度第2回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしてくださいませようお願いします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中8名、推進委員総数9名中9名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

なお、本日は会長がやむを得ない事情により欠席となっておりますので、職務代理者であるの方に挨拶をお願いします。

◎代理者 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局 ありがとうございます。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

本日は会長がやむを得ず欠席ですので、同規則第16条の規定に基づき、職務代理者に議長を務めていただきます。

それでは、職務代理者よろしくをお願いします。

◎議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

(賛同の声)

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。議事録署名人に1番 鈴木委員、2番 上田委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の吉山主事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。
議案書2ページの議案第1号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字屋敷廻250番1
地目：畑
転用面積：500㎡
転用目的は、個人住宅（分家住宅）です。
権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましては、現地調査を4月27日（水）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第三種農地です。
（駅から300m以内に存する農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は昨年農振農用地から除外された北側と東側に農地、西側に道路、南側を宅地に囲まれたJR原水駅から300m以内に存する第3種農地であり、原則転用は可能です。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆6番推進員

議案第1号の番号1について、6番推進員が説明します。
申請者は近隣で人参を中心に作付けしている農業法人代表者の親族で、将来

的に同法人の農業経営の支援を行うことを計画されています。雨水は浸透枮による敷地内処理する計画で、転用残農地への進入路も確保するよう町建設課と協議されており、特段問題はないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？他にありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第1号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、議案第1号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和4年4月27日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP3からP8をご覧ください。

利用権設定が12件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議 長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第2号の農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、議案第3号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）に係る意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

菊陽町長より同じく、令和4年4月27日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。

議案書のP9からP11をご覧ください。

議案書のとおり転貸人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は6件です。

以上で説明を終わります。

■集積専門員

補足します。

議案の申請番号1から4番は更新です。

5、6番は新規設定となります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第3号の農地中間管理機構事業による農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手) 全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

■事務局

報告第1号について、議案書の12ページ、別紙報告第一号の2ページから3ページをお願いします。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（市街化区域）」であります。件数は3件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。

添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。以上です。

◎議長

ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか？

－ 特に発言無し －

よろしいですか。

特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時40分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年5月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人